

相殺関税に関する政令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令新旧対照条文目次

○ 相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）（第一条関係）	1
-----------------------------------	---

○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第二条関係）	4
-------------------------------------	---

改 正 案

現 行

（本邦の産業に利害関係を有する者）

（本邦の産業に利害関係を有する者）

第三条 法第七条第五項、第十八項及び第二十三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

第三条 法第七条第五項、第十八項及び第二十三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、次条及び第七条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。次条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの

一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。）（次条及び第七条において「関係生産者等」という。）であつて当該生産者又は当該団体の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの

二 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（次条及び第七条において「関係労働組合」という。）であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

二 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（次条及び第七条において「関係労働組合」という。）であつてその構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

2 前条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者は、前項第一号に掲げる本邦の生産者には含まないものとし、同条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号に掲げる構成員には含まないものとする。

2 同上

（証拠の提出等）

（証拠の提出等）

第七條 調査が開始された場合において、利害関係者（直接の利害関係人並びに関係生産者等（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）及び関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であつて直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。）は、第五条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、法第七条第六項若しくは第十四項に規定する事実、同条第十九項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）に規定する事情の変更又は同条第二十四項に規定するおそれに関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ、この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者に対し、法第七条第六項若しくは第十四項に規定する事実、同条第十九項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）に規定する事情の変更又は同条第二十四項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることを求めることができる。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 財務大臣は、利害関係者から第一項前段の規定による証言の求めがあつた場合又は前項前段の規定により利害関係者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該利害関係者に対し書面により通知しなければならない。

第七條 調査が開始された場合において、利害関係者（直接の利害関係人並びに関係生産者等及び関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であつて直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。）は、第五条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、法第七条第六項若しくは第十四項に規定する事実、同条第十九項（同条第二十八項において準用する場合を含む。）に規定する事情の変更又は同条第二十四項に規定するおそれに関し、財務大臣に対し、証拠を提出し、又は証言をすることができ、この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 同上

3 同上

4 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十条の二の決定（当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。）及び第十二条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。 5 第四条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。	4 同上 5 同上
--	-------------------------

○ 不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（本邦の産業に利害関係を有する者）

第五条 法第八条第四項、第二十一項及び第二十六項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、第七条及び第十条において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）であつて当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの

二 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条及び第十条において「関係労働組合」という。）であつてその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

2 前条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者は、前項第一号に掲げる本邦の生産者には含まないものとし、同条第二項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号に掲げる構成員には含まないものとする。

現 行

（本邦の産業に利害関係を有する者）

第五条 法第八条第四項、第二十一項及び第二十六項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

一 当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。）（第七条及び第十条において「関係生産者等」という。）であつて当該生産者又は当該団体の構成員の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの

二 該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条及び第十条において「関係労働組合」という。）であつてその構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

2 同上

(証拠の提出等)

第十条 調査が開始された場合において、利害関係者（直接の利害関係人並びに関係生産者等）（団体である関係生産者等にあつては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）及び関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であつて直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。）は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることが出来る。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 財務大臣は、調査の期間中必要があると認めるときは、利害関係者に対し、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることが出来る。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 財務大臣は、利害関係者から第一項前段の規定による証言の求めがあつた場合又は前項前段の規定により利害関係者に証言を求める場合は、証言の聴取の日時及び場所その他証言の聴取のために必要な事項を当該利害関係者に対し書面により通知しなければならない。

(証拠の提出等)

第十条 調査が開始された場合において、利害関係者（直接の利害関係人並びに関係生産者等及び関係労働組合（その直接又は間接の構成員の過半数が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者である労働組合に限る。）であつて直接の利害関係人以外のものをいう。以下同じ。）は、第八条第一項の規定により通知又は告示された同項第七号に掲げる期限までに、法第八条第五項若しくは第十三項に規定する事実、同条第二十二項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）に規定する事情の変更又は同条第二十七項に規定するおそれに関し、証拠を提出し、又は証言をすることが出来る。この場合において、証拠を提出し、又は証言をしようとする者は、証拠又は証言により証明しようとする事実並びに当該証拠又は証言を秘密として取り扱うことを求めるときはその旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

2 同上

3 同上

4 財務大臣が第二項前段の規定により利害関係者に対し証拠又は証言を求めた場合には、第十三条の二の決定（当該証拠又は証言を求める前に行われたものを除く。）及び第十五条の決定は、当該証拠又は証言が提出された後でなければしてはならない。ただし、当該利害関係者が相当な期間内に当該証拠又は証言を提供しない場合は、この限りでない。 5 第七条第六項から第十項までの規定は、第一項前段若しくは第二項前段の規定により提出された証拠又はこれらの規定によりされた証言について準用する。	4 同上 5 同上
---	-------------------------